

## 特定費用準備資金等取扱規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）における特定費用準備資金等の取扱いに関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「特定費用準備資金」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。次号において「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるため保有する資金をいう。
- (2) 「資産取得資金」とは、認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるため保有する資金をいう。
- (3) 「特定費用準備資金等」とは、特定費用準備資金及び資産取得資金をいう。

### (保有)

第3条 協会が、特定費用準備資金等を保有しようとするときは、資金の名称、目的、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額及びその算定の根拠等を理事会に提示しその承認を受けなければならない。

### (管理)

第4条 特定費用準備資金等は、その資金の目的ごとに他の資金（他の特定費用準備資金等を含む。）と明確に区分して管理し、貸借対照表上の特定資産として計上するものとする。

- 2 特定費用準備資金等は、その資金の目的ごとに合理的に算定される積立限度額の範囲で行わなければならない。
- 3 特定費用準備資金等の積立は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 4 前項にかかわらず、目的外の支出に充てるため特定費用準備資金等を取り崩そうとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

### (公表)

第5条 協会は、この規則並びにその算定の根拠を記載した書類を事務所に備え置き、閲覧を行うものとする。

### (特定費用準備資金等の会計処理)

第6条 特定費用準備資金については、認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項に基づき、会計処理を行う。

- 2 資産取得資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき、会計処理を行う。

附 則

1. この規則は、平成29年10月1日から施行する。
2. 公益法人設立の際に現に保有していた特定費用準備資金等については、第3条の承認を受けているものとみなす。